

Title	關流數學の免許段階の制定と變遷(上)
Sub Title	
Author	三上, 義夫(Mikami, Yoshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1931
Jtitle	史学 Vol.10, No.3 (1931. 9) ,p.1(343)- 68(410)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19310900-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史學 第十卷 第三號

昭和六年九月

關流數學の免許段階の制定と變遷（上）

- 一、關流數學の免許五段階。
- 二、遠藤利貞著「大日本數學史」の見解。
- 三、遠藤利貞著「增修日本數學史」の見解。
- 四、遠藤利貞が典據とした史料の推定。「關流宗統之修業免狀」。
- 五、其史料の價值の批判。
- 六、藤田貞資舊藏「關流免許目錄」中に於ける五免許階級の延享四年の控へ。
- 七、「關流免許目錄」（延享四年）と「關流宗統之修業免狀」とに於ける連名の異同。

- 八、山路主住より藤田貞資へ授けた別傳印可の兩免狀(明和三年)。
- 九、山路之徽より多々納忠三郎へ與へた五免狀。前者との異同。
- 十、記載の比較と別傳免許序文の意義の解釋、並に其作者の推定。
- 十一、山路之徽及藤田貞資より中田高寛へ與へた四免狀。其中の別傳免狀の記載。
- 十二、日下誠より栗田宜貞宛の三題免許。
- 十三、日下誠より長谷川寛宛の別傳免狀。
- 十四、山口和より佐藤解記宛の四免狀。
- 十五、千葉胤道より阿部重道宛の四免狀。
- 十六、「關流宗統之修業免狀」と他の諸免狀との記載の異同。
- 十七、「關流宗統之修業免狀」中に於ける町見術免許。
- 十八、理科大學へ差出された「關流宗統之修業免狀」中の内田五觀の署名、年紀及び宛名。
- 十九、川北朝鄰遺物中の諸免狀。
- 二十、此諸免許に關する岡本則錄手記。
- 二十一、岡本則錄遺物中の印可狀と其來歴。
- 二十二、川北朝鄰の印可狀の正邪、並に「關流宗統之修業免狀」の史料としての價値と、遠藤利貞が

典據とした史料。

- 二十三、「關流宗統之修業免狀」中の印可免許の連名に關する批判。
- 二十四、「增修日本數學史」著作當時に於ける新史料と舊來の見解の踏襲。
- 二十五、輓近に於ける印可免狀の傳承並に其記載と、數學史上に於ける史料としての價值との關係。
- 二十六、内田五觀より藤岡有貞へ授けた別傳免狀。
- 二十七、別傳印可の改竄と松永良弼を連名の筆頭とした理由の推論。
- 二十八、内田五觀と印可免許並に「乾坤之卷」。
- 二十九、關孝和纂校「數學雜著」中の算學許符及び算學印可。
- 三十、水戸彰考館所藏の算法許狀及び算法印可。
- 三十一、熊本甲斐隆道氏所藏の算法許狀及び算法印可。彰考館本との比較。
- 三十二、關孝和より宮地可篤へ與へた算法許狀(寶永元年)。
- 三十三、二つの算法許狀と後の見題免許。
- 三十四、正徳五年の算法印可、關孝和當時の算法印可の推定、並に關孝和數學免許の二段階。
- 三十五、中根彥循の「算學神文書式」(寛保三年)。
- 三十六、中根彥循の教授の三段階と關孝和の免許二段階との關係。

二十七、延享四年の免許五段階の控へと、其五段階の制定並に關孝和の二段階との關係。

三十八、概括。

一、關流即ち關孝和（寶永五年一七〇）の流派に於ては、普通に五種の免許段階を置き、之を見題、隱題、伏題、別傳、印可とした事は、和算史に通する程の人の皆知る所である。關流の數學傳授上に此五段階のあつた事は、極めて明白であり、何等の疑ひもない。

けれども此五段階の傳授免許は、果して何人の制定する所であり、又如何に變遷したか、若くは制定された當時の儘で、少しも變遷のなかつたものであるか、此等の事は是れ迄は殆んど問題にされた事もなく、明白であるかのやうに思はれたのであるが、其實決して明白だと云ふ事は出來ない。其制定及び變遷に就ては、典據を示めして闡明するに非ざれば、未だ俄かに的確な事は言ひ得られぬのである。此事自らも甚だ興味のある問題であるが、數學上の術理の發達を稽へる上にも亦全く關係する所がないではない。故に今、之に就て成るべく委細に攻究して見たいのである。

二、遠藤利貞著「大日本數學史」（明治二十九年刊）中巻、貢九〇に

（關）孝和門弟數百人、之ヲ教フルノ法、術理ニ依リ或ハ部類ニ從テ、其門ヲ分チ其序ヲ立ル循々タリ、
と言ひ、更に學業免許の制のあつた事を説きて、次の如く言ふ。

蓋シ左ノ目録ハ、初學者ニ與フルモノニ非ス、必ス先ツ課業書ヲ寫記セシメテ、其術ヲ授ケ、其業漸ク熟シテ、殆ント終ラントスルニ際シ、始メテ之ヲ授クルモノナリ、故ニ之ヲ學業免許トイフ、其第一ヲ見題免許トイフ、第二ヲ隱題免許トイフ、第三ヲ伏題免許トイフ、此三目録ノ外、又諸傳アリ、然レトモ當時未タ整理ニ至ラス、草稿ニシテ之ヲ高弟ニ授ケタリ、蓋シ當時ニ在テ此三免許ヲ得ルノ容易ナラサルコト知ルヘシ、世ニ所謂關流目録是ナリ(中卷、頁九一十)。

此處に三題免許の目録を記るし、尙續いて次の如く説く。

此外ノ免許ヲ別傳及印可ト云フ、當時未タ整理セス、草稿ニシテ之ヲ傳フルノミ、其印可ノ如キハ一子高第二人ノ外與カルコト無シ、極テ秘藏シタルモノナリ、其別傳及印可ハ、松永良弼ニ至リテ、整成セリ、故ニ良弼ノ條ニ於テ之ヲ詳記ス(中卷、頁十一一二)。

別傳及び印可の事に就ては、松永良弼に關して次の如く説く。

松永良弼…荒木村英ノ門人ナリ、良弼數理ノ奥ヲ究メ終ニ關孝和ノ皆傳ヲ得タリ、良弼其傳ヲ受ルヤ、村英年既ニ高シ、孝和ノ遺稿ヲ整理スル未タ全カラス、乃チ良弼ヲシテ之ニ與カラシム、良弼大ニ其序次ヲ正シ、或ハ其補欠修正ヲナシタリ、元文年間ニ當リテ三題免許ノ外、更ニ二免許階級ヲ立ツ、之ヲ別傳及印可ト曰フ、是ニ於テ關流ノ傳書始テ全シ(中卷、頁八一二)、又更に之を解説して言ふ。

松永良弼……孝和ノ遺稿ヲ……盡ク之ヲ校ス……三題目錄ノ外更ニ二ノ目錄ヲ置キ、之ヲ上級トシ自ラ筆祖ト爲ル、別傳及印可是ナリ、是故ニ關流目錄、都テ五ト爲ス、以後此五目錄ヲ得ルニ非ナルヨリハ、斯學ノ奥ヲ知ル能ハス、是ヲ以テ關流ノ數學益々高シ、其二目錄ヲ左ニ示サン、蓋シ是等ノ諸撰ハ村英カ卒後ニ成リタルモノ、如シ、（頁八十二—三）、

此處に別傳の目錄と印可の目錄とを記るす。さうして印可は「秘法免許ノ階級即皆傳トス」と言ひ、別傳と印可に就て、

此二目錄ハ、實ニ秘法中ノ秘書ナリ、畢竟他流ノ及ハサルモノハ、是等ノ諸法存スルカ故ナリ、關流ノ數學後世脉々トシテ相傳スルモノハ、良弼ノ功與テ大ナルコト知ルヘシ、（頁八十五）、

と説く。

遠藤利貞の「大日本數學史」には斯の如く説くのであつて、見隠伏の三題免許は關孝和の時から存立し別傳及び印可は松永良弼が制定したとする。さうして、其制定は元文年間の事なりとは、上記の引用文中に見えて居る。此の年代は推定の結果と思はれるのであるが、之に就ては、更に

元文三年……松永良弼太陰率ヲ作ル、（中卷、頁九十）、

と言ひ、

太陰率ハ別傳中ノ一目ナリ、然ラハ則チ良弼カ別傳及印可ノ撰定ハ本年以後ニ成リタルナラン、（頁

と論じて居るのである。

三、遠藤利貞著「増修日本數學史」(大正七年刊)に於ても、關流の五免許階級に關する見解は、全く前著中の記事と同一にして、少しも變つて居らぬ。故に遠藤利貞は前著の著作當時からして、其一生中を通じて此の如き見解を持続したのであつた。唯、後著に於ては、

村英歿後(享保元文年間)三題免許ノ外更ニ二免許階級ヲ立ツ、(頁二七八)

と言つて居るが、而も太陰率の作製年代に基きて、別傳印可を元文三年以後であらうとする事は、前と同様なのであつた。

前記の引用文中に「蓋シ此等ノ諸撰ハ村英カ卒後ニ成リタルモノ、如シ」(大日本數學史、卷八十二、中)とあり、「増修日本數學史」に於ては、

蓋シ是等ノ諸撰ハ村英カ歿後ニ成リタルモノナラム。而シテ其完成セル年ヲ知ラサレハ、左ノ目錄中ニ或ハ本年以後ニ成リシ者アランモ亦知ル可ラス。(頁二七九)

と見えて居る。此處に言ふ所の此等の諸撰とは、即ち別傳印可の兩目錄中に見る所の諸書を指すものと思はれる。

「本年以後」と言ふのは、蓋し書き誤りであらう。元來、編年體に書いた書物で、多くの事項は何年か

の條に懸けてあるが、數學免許の事は特に何年の事にも懸けて記るされて居るのではないけれども、其一般の記載形式の事を思ひ、うつかり本年以後と書いたものと見える。此れは有り勝ちの誤りで、左まで尤めるにふ當らぬであらう。

四、遠藤利貞は上述の如き見解を有し、之を公表して居るのであるが、之に就て別に疑問を挿んだ人もなく、異説の唱へられた事をも聞かぬのである。併しながら、遠藤利貞が如何なる典據に依つて、其見解を立てたかは、遠藤自身も之を記るして居らぬのであり、其典據が不明であつては、其見解の真偽確否の程も判らぬ筈である。唯、別傳目録中には元文三年(一七三八)に松永良弼の作つたものが入れられて居るから、別傳免許の目録は此年以後の制定であらうとした事ばかりは、正しい推定だと言つて宜からう。

斯く遠藤利貞が典據としたところは、其大體が不明であるが、其見解を批判する爲めには、其典據を探索して見なければならぬ。此目的の爲めには、幸に好い手懸りがある。

遠藤利貞の舊藏本は全部悉く帝國學士院の所蔵に歸したのであるが、其遠藤舊藏本中に、「關流宗統之修業免狀」といふ一寫本がある。何人の編とも記るされては居ないけれども、其筆蹟は川北朝鄰のものらしい。之を川北朝鄰の眞蹟に比して稍々筆致の異同あるらしいところもないではないけれども、而も極めて好く類似し、姑く之を川北朝鄰の筆蹟を見て宜からうと思ふ。恐らくは川北朝鄰が自ら之を筆寫し

て遠藤利貞へ與へたのであつたらう。さうして遠藤利貞は此の「關流宗統之修業免狀」の記載に基づいて、「大日本數學史」の免許段階の制定に關する見解を想定したものであつたらうと見ても、必ずしも大過ないであらうと信ずる。私は斯く見る。

「關流宗統之修業免狀」と題する寫本は、別に東京帝國大學の藏本中にも一部があり、此れは明治二十三年に川北朝鄰が自ら筆寫して理科大學へ差出したものである事は、序文中に記るされて居る。遠藤利貞舊藏の寫本は此れと全く同一であり、字配りまでも同様に記るされて居るのであるが、唯一一方には年紀と宛名を缺き、又免狀の連名も日下誠までになつて、内田五觀の姓名は見えぬけれども、一方には此等の年紀、署名、宛名も書いてあるのが、異なる。

此等の相違は明らかに存在する。けれども免狀の記載形式も、其字句も、又歴代算家の傳來の姓名も凡て同じく、又書名も同一なのであつて、最後の町見術の免許を除く外は字配りまでも同様である所から見ると、此兩寫本は決して相互に無關係のものではなく、密接な關係を有すること言ふまでもない。

思ふに川北朝鄰は明治二十三年に理科大學へ筆寫して差出した前後の頃に於て、遠藤利貞へも亦自ら筆寫して與へたのであつたらう。若し萬が一にも遠藤舊藏の寫本が川北朝鄰の筆蹟でないと云ふ事であるならば、此場合には川北朝鄰の筆寫の本と密接に關係を有する寫本であつたらう事は、少しも疑ひはあるまいと思はれる。さうして遠藤利貞は此寫本を得て、之を金科玉條として、關流數學の五免許の段階

に關する見解に就ての典據としたものと見える。遠藤利貞の舊藏本中に、關流の他の諸免狀は殆んど見出されぬのである。遠藤自身に受けた所の一、二のものは別として、其他には一もないのである。果して然らば、之を史料としたものであることに、殆んど疑ひはない。

此の「關流宗統之修業免狀」の内容と、遠藤利貞が其著書中に於て記るしたところの見解とを對比しても、亦之を史料としたものであることが、有りありと見とめ得られるのである。

此事の吟味からして、其見解の確實なりや否やを批判し、又正確に見解を立てる事も可能であると信ずる。

五、是に於て遠藏利貞舊藏中の川北朝鄰筆寫「關流宗統之修業免狀」に就き調査する事を要する。此等の諸免狀に就ては其序文並に目錄の記載等も固より考慮する事を要するのであるが、此れは今姑く措き、傳授の連名だけ之を擧げて見よう。何れの免狀にも年紀や宛名は書いてないのである。

見題と隱題には連名を缺き、伏題は次の記載がある。

關新助藤原孝和

荒木彦四郎藤原村英

松永安右衛門源良弼

山路彌左衛門平主住

安島萬藏藤原直圓

日下貞八郎平誠

第四の別傳免許に就ては、關孝和及び荒木村英の姓名を缺き、松永良弼から始めて、

松永安右衛門源良弼

山路彌左衛門平主住

安島萬藏藤原直圓

日下貞八郎平誠

と云ふ傳授の連名が見える。

第五の印可に就ても、歴代傳授の連名は、別傳免許と同じに記るされて居る。

此の「關流宗統之修業免狀」は、若し制定の當時からして其形式に何等の變遷も異動もなかつたものとし其歴代の連名の筆頭に於ける人物の時代に始めて作られたものであるとするならば、即ち初めの見隱伏の三題免許は關孝和の時から始まり、別傳印可の二免許は三代目の松永良弼が制定したものであつたらうと見るべき事は、當然過ぎるほどに當然なのである。

遠藤利貞は全く斯く解釋したものと見えて、其結果は關孝和の時から三題免許は存在し、關孝和の孫弟子たる松永良弼に至つて、別傳印可の二階級が制定されたとしたのである。

遠藤利貞の此の推定には、「關流宗統之修業免狀」を史料として使用したのであり、單に此れだけを參照して、他の免狀や若くは他の文書などは参考の料としなかつたものと見える。

此事情の爲めに「大日本數學史」並に「增修日本數學史」に記載されたところの結果が生れて出たのである。

けれども後代に傳へられた五免許の記載形式には變遷が有り得たらう事を思へば、之を以て其制定當時の過去に遡つての史料として典據と爲し得べきものでない事も直ちに氣附く筈であるが、遠藤利貞は此點に氣附かなかつたのが甚だ惜しい。又他の多くの免狀を檢して、記載形式の異なるものでも有る事が知られるならば、實際に變遷の有つたらう等も思はれるのであるが、遠藤利貞は多くの免狀を見て居たらしい形跡もなく、たどひ一二のものを見たとしても、其異同の點に注意するに至らなかつたらしく、其爲めに、初めに立てた推定の結果を修正若くは變改する機會もなく終つたものであつた。

故に遠藤利貞の採つた推定の論據が甚だ薄弱である事は、言ふまでもない。若し假りに何等の反證がないとしても、元來史料として價値の乏しい、若くは全く價値のないものを、史料として居るのであるから、其結論に多くの確實性を認める事は出來ない筈であるが、況んや、幾多の免狀類を蒐集點檢する事に依つて、若干の反證を擧げる事も出來るし、又其推定を或る程度までは修正する事も出來るのである。

遠藤利貞が唯一の史料としたところの、川北朝鄰の「關流宗統之修業免狀」其ものにも、亦甚だ怪しむ

べき一點がある。今我等は此疑點を明瞭に指摘し得るのであるが、而も此疑點は遠藤利貞の氣附かないところであり、其爲めに判断を誤ることにもなつたのである。其事は後に説くこととしよう。

六、關流數學の五免許階級に就て、最も古い年紀のある文書は、藤田貞資が筆寫して置いたところの關流免許目錄であり、此文書は藤田の家に傳つて居たもので、近年に至つて其子孫たる藤田菊彌氏から帝國學士院へ寄贈したのであるから、典據として價值乏しからざるものと謂つて宜いのである。此れは某算家から何人かへ宛てて授與した免狀其物ではないが、五免許の記載形式を纏めて記るしたもので、其點に史料としての價値がある。故に今其全文を擧げる事としよう。原文には句讀は附けてないのであるが、覽者の便宜の爲めに假りに句讀を切つて置いたのである。

(第一見題)

夫物生斯有^レ象。有^レ象斯有^レ數。數之起也由來尙矣。河出^レ圖洛出^レ書。而適見^ニ自然之數^一。天生^レ一。地成^ニ于二[。]信^ニ于三[。]而遂^ニ于四[。]極^ニ于五[。]而變^ニ于十[。]是圖書之妙。其本出^ニ于天地^ニ焉。然則育^ニ於其兩間^ニ者。豈有^レ逃^ニ之象^ニ哉。日以^レ之正^ニ纏度[。]月以^レ之定^ニ晦朔[。]星以^レ之分^ニ宿辰[。]大凡世之長短方圓。橫斜曲直。遠近細大。推而物之奇偶闔闢。進退消長。非^レ數則皆不^レ能^レ占^ニ其實^ニ也。大哉數之德也。至哉數之妙也。非^ニ見者^ニ則未^レ易^ニ與言^ニ矣。而使^ニ其最易^ニ得者。莫^レ若^ニ算法^ニ也。軒轅之世。隸首始作^ニ此法。至于炎漢[。]有^ニ劉徽之九章[。]隸首之作。不^ニ世傳^ニ焉。劉徽之法。後世稱^レ焉。即方田

粟布之屬是也。人能學而通之。大則天地之數。小則人事之用。可坐定矣。何惟一項之藝云乎。

目錄

一、首卷。

河圖 洛書 三成 大極 四象 大數 小數 諸率

一、算法草術

一、加減乘除之法

一、開除法

一、九章

一、平垛解術

一、圓法玉率及弧矢弦玉欠論

一、諸法根源

一、算法慎始

一、統術關夫子名曰歸源盈縮。後松永良弼蒙二岩城侯命更名統術。

一、點竄關夫子名曰歸源整法。同右。

一、籌策

一、一算盈虧

一、之分法

一、統術解

一、同秘傳

一、同目錄之解

一、單伏點竄

一、再乘和門

一、總括

一、見題蘊奧

據_ニ頻歲數學款扣。前條之目錄、傳與之畢。因未_レ至_ニ免許之域_一。不_レ可_ニ妄他漏_一。但如有_ニ此道懇執之徒。雖_ニ略以_レ所_レ聞導_レ之可也。不可_下遽挾_中自負安_ニ小成_一之心_上。

關新助藤原孝和

荒木彥四郎藤原村英

松永安右衛門源良弼

山路彌左衛門平主住

延享四丁卯年

(第二隱題免許)

數有四象。曰初曰無曰虛曰空。所謂初者。心纔動於術上是也。所謂無者。無商是也。所謂虛者。虛題。其所好問之條中。必有虛偽者是也。此二者於數無用處。雖然於辨其真偽。不可不明之。所謂空者。從乘除加減所得之空式是也。空中自然胎一。此謂之太極。大哉至哉。生無數之數。見無象之象。故曰太極。

一、太極

二、全積門

三、差分門

四、因積門

五、鈎股門

六、互換門

七、形容門

八、截積門

九、收約門

又曰三之分一

十、雜式門

一、諸角門

一、分合

一、形寫對換盈縮

一、句股變化之法

一、隱題溫奧

因_レ有_二數學懇執之望。乃右件書卷。不_レ殘傳_ニ與_二之者也。雖_レ未_レ到_ニ一貫免許之城。然若有_ニ懇望之徒。宜_下爲_ニ自己習熟。右件之諸術。當_中用_ニ誓約_ニ傳_ル之者也。

但誓約須_レ用_ニ血判_ニ。且目錄之外。堅守_ニ要約_ニ。不_レ可_レ逮_ニ他見他聞。雖_ニ假饒爲_ニ他流所_レ傳之書。至于_ニ于奧趣秘旨之域。則相與守_ニ此道愛護之義。不_レ可_ニ猥漏說破費_ニ矣。

關新助藤原孝和

荒木彦四郎藤原村英

松永安右衛門源良弼

山路彌左衛門平主住

延享四丁卯年

(第三伏題免許)

至數之元空也。空中纔生_ニ一。此謂_ニ之大極_ニ。諸數自此始矣。然有一數不_ニ以得_ニ其術_ニ者。則動_レ之

生二名。二名未得其術。則增之以至三名四名。而尙未得之。則呼出無中許多之名。以得其真術。其名數固無定期。以得術爲度。其德廣大。而術亦無盡。故曰無極。

一、無極

一、單伏演段

一、衆伏演段

一、單伏起術

一、維乘

一、兩式演段

一、方程演段

一、交離

一、商一演段

一、因府

一、消長又曰加減反覆

一、起率演段

一、兩義式

一、潛伏式

二、造化式

一、諸角徑術

一、解伏題蘊奧

一、交式斜乘之解

依_ニ多歲數術篤執。右條秘蘊。悉傳_ニ屬之_ニ畢。將來若有_ニ悃扣之輩。以_ニ誓約_ニ可_ニ傳附_ニ者也。仍無極實式免許如_ニ右件。

關新助藤原孝和

荒木彥四郎藤原村英

松永安右衛門源良鴉

山路彌左衛門平主住

(第四別傳免許)

凡數有_ニ括剩步索之四術。所謂括者。天元演段是也。其數一定不_レ動者。雖_ニ重層潛伏_ニ據_ニ真虛二術_ニ推_レ之。則無_下不_レ得_ニ真數_ニ者。若夫因_ニ日月之行度_ニ以定_ニ盈縮_ニ求_ニ朔望_ニ。及自_ニ甲乙丙丁_ニ以至_ニ戊己庚辛。如_レ旃_ニ平圓立圓之真數_ニ。翦管術不_レ能_下以_ニ真虛二術_ニ得_レ之。宜_下用_ニ剩步索三術_ニ推_中明_上之。若_ニ

吾關夫子。雖明得此術。然深秘之。不出。故雖其門人。猶未得其傳。先師村英者。即夫子之高弟也。因得獨預其傳。村英亦以此傳之良弼。良弼傳之。而練之多年。遂闡其真理。以明八箇之秘術。七部抄等之真秘。故今舉此三術。及不師授。則難推明。之數書許多。以傳之。雖此爲非常別傳之秘蘊。特以爲導當流至知新至奧之弟子。漏之而已。

別傳目錄

一、經韓式

一、探差

一、方布式

一、直差

一、脫差

一、諸約

一、兩一術

一、翦管演段

一、翦管

一、類約經術

一、槩術

一、對換式

一、演段雜式

一、索術

一、探術

一、括術

一、步術

一、綴術

一、廉術

一、徑術

一、算法變形草

一、桃李蹊經

一、燕尾猿臂兩術

一、無有奇

一、得商

一、増約求積

一、太陰率

依^ニ多歲數學悶望。右條之書帙。雖^ニ吾宗秘奧之典。授^ニ與之^ニ了。向來若有^ニ懇扣之徒。侍^四其人有^ニ術精德純。而憤^ニ俳真積^一。而後須^下以^ニ誓約^一傳^中與之^上。雖^レ有^レ視^ニ特其術至^ニ。然者其德不^レ足^ニ以傳^ニ其真^ニ者。勿^ニ妄傳^ニ之。且將來益致^ニ研究。當^レ求^レ至^ニ知新至奧之極^ニ而已。依免許如^ニ右件。

且誓約須^レ用^ニ血判^一。右件目錄之外。鞏從^ニ前條皦日之盤^ニ不^レ可^レ令^ニ他漏^ニ矣。
(盟約の誤り)

關孝和四世

延享四丁卯年

山路彌左衛門平主住

(第五) 算法印可狀

かそぶる物ことの根源、久かたの天にし、其一つはあらかねの土とひらけて、千早振神代よりこのかた、ことわりいはゆる、いつれの道か那へて此數にしみ洩ざゝらん、されば遠山にのほらすして高をしお、海淵にいらすして深をもとめ、岩をのかたきを割うこかし、すくなる道をさとし侍る、かそへけんうたかひをはれなましのみ、

道あらは婦みももらすな高砂の

みねにいたりぬ岩まつたいを

目 錄

- 一、招差惣術
- 一、垛疊惣術
- 一、諸約惣術
- 一、翦管惣術
- 一、角法一極演段
- 一、平圓率之解
- 一、立圓率之解
- 一、弧矢弦
- 一、方陳
- 一、算脫驗符法
- 一、病題明致
- 一、開方翻變
- 一、題術辨議
- 一、述闕變形草

關流數學の免許段階の制定と變遷（三上）

三五

二三

一、求積

一、太陽率

緣爾來數術琢磨之精。益欲極吾道闡奧之旨。不混淆他流殊派之技。而致純之一統。靠之上。右的
之秘冊奧帙。盡以附與之畢。爾後如有懇款之儕。當據盟約傳與之上。且彌欲盡金聲玉振之情。
務^申吾門徒弟之皇張^上。依印可如右件。

延享四丁卯年

關新助藤原孝和

荒木彦四郎藤原村英

松永安右衛門源良弼

山路彌左衛門平主住

七、上記の五免狀は、凡て「延享四丁卯年」と云ふ年紀が記るされ、月日は書いてない。此の記載は注意し置く事を要する。

即ち此の年紀の年、延享四年（一七四七）に山路主住が此五種の免許段階を知り、又其免狀の記載形式を有して居た事は、此文書の存在に依つて之を認めて宜い。山路主住の肉筆の文書が傳へられて居るのではないけれども、山路主住の高弟藤田貞資が之を傳へたのであり、其事は充分に信じて宜からうと思はれる。

五免許の中の四種までは、關孝和を筆頭として、荒木村英、松永良弼、山路主住の三人の姓名を續いて連記して居るのであり、唯、別傳免許のみは此連名を見ずして、單に關孝和四世として山路主住の姓名のみ記るして居るのである。

此事情から察するときは、四種の免許段階は關孝和の時から存したのであるが、別傳免許のみは山路主住が始めて創定したのではないかとも思はれる。此免許の序文を見ても、山路主住の創定らしく見える。

遠藤利貞が川北朝鄰筆寫の「關流宗統之修業免狀」に據つて、初めの三題免許は關孝和の時から始まり後の二免許は松永良弼から始まつたと推定した筆法に従ふときは、上記の文書は直ちに今言ふ如く推定すべき料となるのである。

けれども此推定に従ふときは、遠藤利貞の推定とは稍々趣きを異にする事となり、「關流宗統之修業免狀」とは其連名の筆頭に異同があるのであり、此兩種の推定は同時に成立する事は出來ないのである。是に於て現存の諸免狀に就て調査する事の必要を生ずる。

八、別傳印可の二免許は、幸に藤田貞資が山路主住から授與されたものが、藤田氏の家に傳はり、今は帝國學士院へ寄贈されて居る。此二免狀は卷物の形にはなつて居らぬが、實物が現存するのである。別傳には前に記した如き序文は附いて居らぬ。けれども其首部に五六寸許りの餘白があけてあり、序

文の部分が缺損紛失したものと見るべきではない。初めから記るして無かつたものと認めて宜い、最初に

別傳

目錄

一、經緯式

一、探差

……

と記るし、其目錄は全く前に掲げたものに同じい。唯、最後の一項は單に「太陰率」とせずして、「太陰率
蘊奥」として居るのが異なる。

目錄の後に記るされた文章も亦同一である。さうして次の如き年紀、署名及び宛名がある。

關流統道

山路彌左衛門平主住

明和三丙戌正月廿四日

藤田彦太夫殿

又「聽雨之印」及び「主住之印」と云ふ二つの印章を押す。聽雨は山路主住の號である。

右の文中に於て、前掲の寫しに「前條皦日之盤」とあるのが、前條皦日之盟約であり、此方が正しいの

であらう。

算法印可状の方は全く前掲のものに同じい。但し「求積蘊奥」とあるのが異なり、又「致純一之統靠之」とあるのは、此方が正しいのであらう。前掲の寫しには吾道、吾門とあるのを、此免状には五道、五門としてあるが、此れは誤記と見て宜い。

年紀が「明和三丙戌正月廿四日」であり、「藤田彦太夫殿」の宛名がある。即ち別傳と同日に授與したのである。さうして關孝和から山路主住まで四人の姓名を連記してある事、前の寫しと同じい。

九、前記の藤田貞資が受けた免状は別傳及び印可の二通が現存するのみであるが、山路主住の子山路之徽から雲州松江の多々納忠三郎へ授與したものは、見題から印可までの五免状が現に全部總て傳へられ、松江の某小學校に保管されて居る。

此五免状中の見隱伏三題及び別傳には凡て連名も年紀も宛名も同じであり、次の如く見える。

關新助藤原孝和

荒木彦四郎藤原村英

松永安右衛門源良弼

山路彌左衛門平主住

山路彌左衛門平之徽

安永五年丙申長夏之吉

多々納忠三郎殿

中に就きて伏題免狀には、關孝和の名を「考和」と記るしてゐるが、此れは明らかに誤記に過ぎない。

他の諸免狀には正しく「孝和」となつて居る。

印可免狀に於ては署名年紀等は次の如く見える。

關流算法統道

山路彌右衛門平主住

男 平之徽

安永五年丙申夏六月

多々納忠三郎殿

即ち山路之徽は松江の多々納忠三郎に對し五免狀を凡て同時に授與したのである。けれども別傳までの四免狀には、花押もあり、又印章も押されて居るが、最後の印可免狀には花押も印章もなく、さうして次の添書きが加へられて居る。

抑此印可一軸者。對

先師傳レ之人有ニ階級。今雖レ與レ之。時至而後。宜レ加レ印。云々。

平之徽謹志

即ち印可は未だ之を授與すべき時機に到達して居らぬので、書いて與へる事はするけれども、印章を押して形式の完備したものとして授與することは出來ない、時機が到達したら、改めて押印してやうと言つて居るのである。

此種の數學免狀の實例は未だ嘗て他に之を見たことなく、極めて珍らしいものと謂はねばならぬ。けれども此種の條件附の不完備の免狀とは言ひながら、實際に山路之徽から多々納忠三郎へ授與した實物であり、山路之徽から出たところの印可免狀の形式を見る爲めには役立つのである。

延享四年（一七四七）の五免狀寫には、別傳以外の四免狀が關孝和以下の連名となり、別傳のみが「關孝和四世山路彌左衛門平主住」と署せられて居ること、並に明和三年（一七六六）に藤田貞資の受けた別傳は、關流統道山路主住の名義であり、印可狀は關孝和以下の連名になつて居るのに對し、山路之徽が安永五年（一七七六）に多々納忠三郎へ與へたものには、別傳までの四免狀が凡て關孝和以下の連名にして、印可だけが「關流算法統道山路主住男之徽」の名前を署したものになつて居ると云ふのも、其間に多少の異同を生じたことを看遁し得られぬのである。

十、更に山路之徽より多々納忠三郎宛の諸免狀の記載の内容に就ても一應之を檢して見なければならぬ。

見題免狀に於ては、其序文中に「則大則天地之數」とありて、延享四年寫には則の字がないのが異なる。

見題の目録に於ては九章と平塲解術とが入替り、點竈と籌策とも入替り、且つ籌策解とあり、又單に見題とあつて見題蘊奥とはなく、統術と點竈との下に關夫子云云と云ふ添記は見えぬ。

見題の跋文に於ては、此道懇執之徒の次に「以誓約」の三字が入れられ、又終りに「者也」の二字が加へられて居る。

隱題免狀は全く同一であるが、唯、收約門の下に但書を缺き、他流所傳之書が書籍となり、終りの「者矣」と「者也」となつて居るだけの異同がある。

伏題免狀に於ては延享四年寫の大極が太極となり、因府が因符となり、悃扣が悃扣となり、可傳附者也が可レ傳レ之者也となつて居るが、此等の如きは言ふに足らざる異同である。悃字の如きは明らかに誤寫に外ならぬ。

別傳免狀に就ては山路主住から藤田貞資の受けたものもあるけれども、此免狀には序文を缺くを以て、多々納忠三郎の得た免狀の序文を延享四年寫しと比較する事を必要とする。此の兩者の序文は其前後の所は同一であるが、中ほどは文章を異にする、即ち「村英亦以レ此傳ニ之良弼」と云ふまでは同じであり、多々納忠三郎の受けた免狀には其次に、

良弼傳ニ之先人。先人練レ之多年。遂闡ニ其眞理。以明ニ八箇之秘術。七部抄等之眞秘。蓋此等之妙術。皆所レ受ニ於良弼者也。予受ニ之先人。故今舉ニ此三術及……

とあり、其先きは再び同一となる。

此文意は勿論、延享四年寫しに見えたる文句を解釋細叙したものと言つても宜い。けれども此寫しに言ふ如くあるのでは、良弼傳レ之云々と云ふのは、良弼が之を山路主住に傳へて、山路が之を練ること多年なりと云ふやうにも解釋し得られる事は言ふまでもないが、併し又斯く解釋せずして、別に、良弼が之を傳へられて之を練ること多年なりしと云ふやうにも、解し得られぬ事はない。此兩様の解釋は恐らく共に可能であらう。嚴密に言へば、兩様の解釋を共に可能とする事は無理があるかも知れないけれども、併し無造作に考へる場合には、此の二つの解釋の何れを探つても、左まで無理らしくは思はれない故に山路主住の子山路之徵が多々納忠三郎へ與へた別傳免狀に於て、兩様に解し得られぬ如き形式に判然と記した事は、其間に於ける事情を明らかにするものであつて、頗る注意すべきであると言はねばならぬ。從て延享四年寫しに於ても、多々納の免狀に見えたる意味で記るされたものであつたと見て、恐らく大過あるまいと思ふ。

然らば延享四年寫しの中にある別傳の序文は、其中に良弼云々があるので、松永良弼より以前の作でない事は明らかであるが、而も松永良弼自身の作であるか、若くは其門人たる山路主住の作であるかは、稍々疑はしくも思はれるけれども、若し今言ふ所の事情を信すべしとするならば、即ち松永良弼の作にあらずして山路主住の作を見るのが、至當と云ふ事になるのである。

別傳の目錄も又跋文も共に延享四年寫しに見えたものに同じい。唯、其寫しに「前條暎日之盤」とあるのが、「盟約」となつて居るのは、盤字は誤寫なる事を知るのである。

印可免狀は多々納忠三郎の受けたものも、延享四年寫しも同じであるが、唯、目錄中に於て多々納の受けたものには、初めに

七部之用 口受

とあるのが、延享四年寫しにはない。又此寫しに立圓率之解とあるのが、多々納の免狀には渾圓率之解とあり、又此免狀には方陣以下求積まで總て蘊奥の二字を添加して居るのである。

十一、越中富山の中田高寬が山路之徽及び藤田貞資から授與された免狀も、亦現存諸免狀の中では時代の古いものであり、今之を記るして見よう。

見題免狀は前言ふものと別に變りはない。目錄に於て平槧解術の次に九章となり、點竅の次に籌策となる。故に其一方には多々納忠三郎の受けた免狀と同じであり、一方は延享四年寫しと同じと云ふ事になる。故に同じく山路之徽の受けたものでありながら、目錄中に前後の入替つたものも見られるのである。

此見題免許は關孝和から荒木、松永、山路主住、同之徽の連名があり、

于時安永三年甲午嘉平初九日

中田文藏殿

としてある。

隠題免状も連名、年紀、宛名共に凡て見題に同じい。

伏題免状は藤田貞資から授與したもので、其末尾の記載は次のやうである。

關新助藤原孝和

荒木彦四郎藤原村英

松永安右衛門源良弼

山路彌左衛門平主住

藤田權平源定資

安永七年戊戌三月

中田文藏殿

中田高寛が授與された第四の免状は、普通の別傳ではない。此免状には序文はなく、次の如く記さ
れて居る。

目 錄

求積

方陣

算

題術辨議

九歸增損法

算法全經

變商

綴術 建部氏

粹沙 久留島氏

截積之傳

累乘累約

開方盈虧

平方零約

自約

逐約

索術

零約秘術

翦管秘極

天元翦管

消息志

算法無有奇

算法集成

方布式招差

歸除得商 又自綴術

開方翻變

病題明致

極數

極數招差

玉積真術

以 上

依二多年數術篤執。右條秘蘊。悉傳屬畢。將來若有二悵扣之輩。以二誓約二可二傳附一者也。仍免許如二右件。

關新助藤原孝和

關流數學の免許段階の制定と變遷（三上）

（三七七）

三五

荒木彥四郎藤原村英

松永安右衛門源良弼

山路彌左衛門平主住

藤田權平源定資

安永八己亥年十二月

此免狀中に見る所の目錄は勿論普通の別傳及び印可の目錄と同じではない。併し兩目錄中に見る所のものが幾らも記るされて居るのであり、兩目錄に漏れたものも幾らも擧げられて居る。果して然らば、別傳及び印可は授けぬけれども、其代りに別の免狀を作つて之を授けたやうのものである。

此れば恰も山路之徽が多々納忠三郎に對し印可免狀を與へながら、印を押すことをせずして、時機を待つて後に印章を押すべき事を記るして居るのと、或は異曲同趣であつたとも謂はれよう。

而も藤田貞資は安永八年(一七七九)に於て、其當時に成立して居たところの別傳印可とは異なる別種の免狀を作つて、之を中田高寛へ授與したのは、事實であつて、斯の如き別種の免狀が時に作られた事の有ると云ふ有力な實證を示めすのである。

藤田貞資が此免狀を出したのは、山路之徽が印章を押さざる印可狀を授與したる安永五年より三四年の後である。

十二、「關流傳書目錄」と題し、文化十一年（一八一四）に日下誠が栗田宜貞へ與へた見隱伏三題の免狀を寫した一寫本があり、嘗て之を狩野亨吉博士から借覽した事がある。

見題免狀序文中に

至于炎漢有劉徽之九章此法後世稱焉。

とありて、前に記るせるものの如く

隸首之作。不世傳焉。

の句は之を缺く。

三免狀共に連名も年紀も宛名も皆同一であつて、次の如く見える。

關新助藤原孝和

荒木彥四郎藤原村英

松永安右衛門源良弼

山路彌左衛門平主住

安島萬藏藤原直圓

日下貞八郎平誠

文化十一年甲戌十一月十一日

栗田彥之助殿

十三、日下誠から長谷川寛へ與へた別傳免狀は、故岡本則錄翁が所藏されて居たのであるが、翁は之を帝國學士院へ寄贈されて、今も學士院に珍藏されて居る。此免狀は箱入りで、箱の蓋の裏には

從二日下先生授一興寛先生之別卷也

との記載がある。

今此免狀を見るに、延享四年寫しに見る所と同じい。唯、

算法變形草有口傳

と見え、又

待_ミ其人有_ニ術精德純而憤悱_一

とあつて、眞積の二字がない。

且誓約_…

とあつて、且字を用ひたのは、勿論誤記に過ぎぬ。署名等は次の如く見える。

關流統道

山路彌左衛門平主住

安島萬藏藤原直圓

享和三癸亥仲秋

日下貞八郎平誠

長谷川藤次郎殿

十四、越後小千谷の佐藤解記が長谷川寛門人山口七右衛門和から受けた別傳までの四免状も亦前記の日下誠が栗田宜貞及び長谷川寛へ與へたものと同じい。此等の免状中には往々誤記脱字等を見るものもあるが、此の如きは姑く措き、大體に於て同一である。

佐藤解記が授けられた免状四軸は、一つの箱に入れられ、其子孫たる佐藤喜平氏から帝國學士院へ寄贈されて居る。

此の見題免状には

軒轅之世。隸首始作レ此。至于炎漢。有劉徽之九章。此之法。後世稱レ焉。

とあつて、作「此法」の法の字を脱落して居る。又「隸首之法、不世傳焉」の句のないのは、日下誠から栗田宜貞へ與へた見題免状と同じい。長谷川派の見題免状には凡て此句がない。勿論、他の免状には「作「此法」」になつて居る。

此免状には關孝和から荒木、松永、山路、安島、日下、長谷川を経て、山口七右衛門和の名を署し、
さうして

天保九年戊戌八月十五日

佐藤虎三郎殿

としてある。且つ之に續いて次の記載がある。

余同門山口七右衛門。其門生佐藤虎三郎。篤學精勤。竭力於術數年矣。山口七右衛門欲以傳奧秘於生。告余。余乃許之。因記其由。以爲後證。

關流正統七傳

秋田十七郎

宜義（花押）

（印）

佐藤解記が山口和から受けた免狀は、伏題に至るまで凡て此の通りの添書きがある。

隱題免許は見題と同日であり、伏題は天保十一年庚子十月十五日、又別傳は天保十三壬寅年初冬の年紀がある。此免狀には「關流道統」として山路主住の名を記るし、それから安島、日下、長谷川、山口の姓名を連記する。此別傳免狀には次の添書きがある。

佐藤虎三郎者。山口坎山子門人也。竭力於術。有年于茲。精妙已入于其室。坎山子遂以前條秘訣授予焉。余亦謂生蓋吾徒也。坎山子之門。可謂得人矣。因記此以爲左券。

關流正統七傳

津田信助

宜 義

(印 印)

津田宣義とは即ち前の秋田宣義に外ならぬ。

此の別傳免狀の記載は長谷川寛が日下誠から受けたものに異ならぬ。

十五、同じ長谷川派なる庄内鶴岡の阿部雄次重道が受けた免狀四卷も亦佐藤解記の受けたものに同じい。強いて言へば誤脱の二三字に異同あるのみである。其傳承は長谷川寛から千葉雄七胤秀を経て其子千葉雄七胤道に傳はり、此人から授與したのである。其年紀は三題免許は凡て嘉永四年辛亥十一月九日であり、別傳は安政六己未冬である。

佐藤解記の免狀には秋田宣義の添書きがあるが、阿部重道の免狀には添書きはない。

十六、説いて是に至り、私は遠藤利貞舊藏中の「關流宗統之修業免狀」を檢して見たい。此一寫本は川北朝鄰の筆蹟と思はれ、其れは兎も角も、川北から出たものであることに、少しも疑ひはないのである。

見題免許には「隸首之作、不二世傳焉」の句を缺き、前言ふ所の日下誠から栗田宜貞へ與へたもの、並に長谷川派のものに同じい。

見題、隱題、伏題の三免許には

關新助藤原孝和

荒木彥四郎藤原村英

松永安右衛門源良弼

山路彌左衛門平主住

安島萬藏藤原直圓

日下貞八郎平誠

の連名があり、年紀も宛名もない。

第四の別傳と第五の印可の兩免許には共に次の連名が同様に記るされて居る。

松永安右衛門源良弼

山路彌左衛門平主住

安島萬藏藤原直圓

日下貞八郎平誠

此連名の記載は上述の諸免狀に見るところとは同じくないのである。

又此書中の別傳免許の序文中には「平圓津圓之眞數」とあり、跋文の但書はない。さうして序文中に於て、上述のものは注意すべき重要な相違が見られるのである。即ち

若_ニ吾關夫子。雖_ニ明得_ニ此術。然深秘_レ之不出。故雖_ニ其門人。猶未_レ得_ニ其傳。先師建部賢弘、荒木村英者。即夫子之高弟也。因得_ニ各預_ニ其傳。村英亦……

とあるのが其れであり、上述の他の別傳免狀に於ては凡て

先師村英者。即夫子之高弟也。因得_ニ獨預_ニ其傳。村英亦……

とあるのとは異なる。此れは甚だ注意すべき一事象と謂はねばならぬ。

印可免許に於ては、「立圓率之解兩術」とあり、又「致純一之統」とある事に氣附く。

十七、此の遠藤利貞舊藏の「關流宗統之修業免狀」には見題から印可までの五免狀が記るされて居る許りでなく、更に町見術免許が記るされて居る。茲に之を擧げて見よう。

町見術免許

規矩之術。其來邈矣。而考_ニ之故典。昉_ニ於神禹之傳。所謂數之法。始出_ニ於圓方。圓出_ニ於方。方出_ニ於矩。矩出_ニ於九九。故折_レ矩以爲_レ勾。勾廣三。股脩四。徑隅五。禹之所_ニ以治_ニ天下_ニ者。此矩之所_ニ由生_ニ也。是則勾股算法。自_ニ禹制_レ之。蓋積矩以爲_レ方。因而勾股以測_ニ高下淺深遠近。此屬之所_ニ以疆_ニ理天下_ニ。而弼_ニ互服_ニ者也。勾股之數密。則於_ニ山川迂曲之處。與_ニ道里曲折之間。以_ニ勾股之多。計_レ弦之直。而得_ニ遠近之實。大率勾三股四弦直五。以_ニ正五斜七_ニ取_レ之云。大哉規矩之德也。普天之遠。可_ニ推知_ニ焉。率土之廣。可_ニ測度_ニ焉。放_レ之則彌_ニ六合。卷_レ之則退藏_ニ於密。其術之精妙。

無レ有ニ窮極ニ矣。實治國平天下之要務。不レ可ニ一日缺者也。有志之士。深思レ之。

目錄

空眼 目的 眼精

分數

度量

見入

平町

兩斜進退

直矩進退

隔沼河分數

極中不中 現差用捨
兩斜格片格

算法寸尺用捨

三四五之矩

極直

山高谷深 剷盤法

地形高低 遠隔鏡
小事見渡

預定之間 方直

間竿之傳

真矩之繩

累隔之矩 盤繼之法

向徑長矩 扇之矩

夜陰目的

兩山差 谷幅 木丈

重斜之格

舟路

大真矩 不搖矩

小岳之進退

塘圖

邦圖

遠里之矩

方錐大圖

共計二十有八條

秘事八條

折紙之方

忍之磁石

隨川器

根發之効

天口

地口

虎法器

樣躰樣脚

足下於規矩術。研精有年矣。右件之書。授與之畢。由此進步。則彼小大遠近。高卑深淺。廣狹迂直。其如示諸斯乎。然非潛思推究。析精微之理。則臨事之際。不得不致差跌也。易曰。毫釐之差。謬以千里。可不慎乎。將來若有懇扣之徒。當以誓約傳之。授受之間。

勿輕忽之。

但誓約須用血判。且本條之目。謹而守之。勿傳于庸常怠弛之人。

關新助藤原孝和

建部彥次郎源賢弘

荒木彦四郎藤原村英

松永安右衛門源良弼

山路彌左衛門平主住

安島萬藏藤原直圓

日下貞八郎平誠

十八、「關流宗統之修業免狀」と題して、川北朝鄰が筆寫して東京帝國大學へ差出したものがあるが、此れは前記の遠藤利貞舊藏中の川北朝鄰筆蹟らしき寫しと照應するのみならず、此遠藤舊藏本とは違ひ年紀も宛名もあるもので、而も矢張り川北自身の肉筆で書いたもので、關流の免狀を稽ふる爲めには、甚だ重要性を有するものである。

先づ卷首に次の端書きがある。

本邦數學ノ由來スルヤ久シ矣。余不敏ナリト雖モ、數學ノ責ヲ負フ。故ヲ以テ先哲ノ遺稿ヲ後來ニ
保存セんコトヲ勉ムル于茲數年、其志ノ微ナルモ、帝國理科大學ニ其遺稿ヲ納ムルコトヲ託セラル。

是ニ於テ余ハ先師ヨリ授ル所ノ我關流ノ傳統スル所ノ免許ノ全文ヲ輯錄シ、流祖ノ遺稿順序如何ヲ明ニス。之ニ依テ本邦中興數學ノ開進ヲトセハ、輓近マテ我流學者ノ進度如何ヲ比較スルニ邇カラシ。依テ一言ヲ端書ス。

明治二十三年十一月

川北朝鄰謹識

(印章二つを押す)

此寫しに見えたる諸免狀の記載は遠藤舊藏中のものと同じであるから、今凡て之を省くこととしよう。見題と隱題とには連名を缺き、伏題の終りには、日下誠の次に内田彌太郎源觀の名があり、

文久四載歲在甲子春正月良辰

川北彌十郎殿

と記るす。さうして「源觀之印」及び「詳證學士」と云ふ印章を押す。此印章は寫しではなく、實際に押しであるから、其印章が内田五觀から川北朝鄰へ傳つて居たのであらう。

別傳免許に於ては遠藤舊藏本中に於けると同じく、松永から山路、安島、日下の名を書いた後に

慶應四年歲次戊辰秋八月穀旦

内田彌太郎源觀

(印　印)

川北彌十郎殿

と記るす。

第五の印可免許に於ては、矢張り遠藤舊藏のものと同じく、松永から日下までの姓名を記るしたる上にて、其次に

明治十五年歲次壬午三月

内田五觀源觀

(印 印)

川北朝鄰殿

と記るす。

其次に町見術免許が記るされて居ること、遠藤舊藏のものと同じく、さうして連名は關孝和から始まりて日下誠に至るまでは其記載に同じく、さうして其次に

内田彌太郎

源 觀

(印 印)

川北彌十郎殿

と記るされて居る。

此等の六種の免許には何れも内田五觀の印章が二つづゝ押されて居るが、其印章中には同一のものが

二つ以上に押されたものもあるが、亦別の印章を用ひたものも見られる。

今此文書と遠藤利貞舊藏のものを對比するに、其記載は全く同一であり、後者は單に内田五觀の姓名と年紀と宛名とを缺いたのみに過ぎないのであるから、恐らく川北朝鄰が此等を取除いたところの寫しを作つて、之を遠藤利貞に與へたのであつたらうとも見られる。

けれども斯く解する場合には、川北朝鄰が何故に日下誠までの姓名を擧げながら、内田五觀の姓名だけを省いたらうかと云ふ理由が、稍々解り難いやうにも思はれる。

場合に依つては、内田五觀が上記六種の免許の寫しを作つて置いたものがあり、川北朝鄰は之を筆記して遠藤利貞へ與へたのかも知れない。併し此種の事に關しては、單に想像を試みて見るだけに過ぎない。

十九、川北朝鄰は大正八年二月に歿し、私は其後、其遺物たる數學免許の類をも多少之を取調べた事があるが、如何なる免狀を見るを得たかに就き一通り記して置こう。

第一に見隠伏三題を一軸としたものがあり、其終りには前に記した通りの連名、年紀、及び宛名がある。

別傳免狀も亦内田五觀から「慶應四年歲次戊辰秋八月穀旦」の年紀を以て「川北彌十郎殿」と云ふ名宛で授與したものがある。

此の二つの免狀は全く東京帝大所藏の「關流宗統之修業免狀」に記すところに同じい。此れには何等

の疑ひもない。

けれども印可免状並に町見術免許に至りては、同書の記載に相當する所の内田五觀より川北朝鄰宛の實物を、同氏の遺物中に於て見出すことは出來なかつたことを、私は悲しむ。町見術免許の方は兎も角印可免状は松永良弼を筆頭として連名を記したものとし、遠藤利貞の「大日本數學史」に於て、別傳も印可も共に松永良弼の創制だとする所の推定の基礎になつたものとするならば、此の如き印可免状の實物を一覽したい事は、我等の深く願ふ所でなければならぬ。然るに之を見る事が出來ないのであるから、如何にも遺憾でならない。

川北朝鄰の遺物中に數學免状は上記の二軸以外のものも、固より有るには有る。併しながら此等の免状類は何れも別種のものであつて、内田五觀から川北朝鄰に宛てたものではないのである。

見題免状に關孝和の名だけは存置し、其先きを切り棄てたものがある。

隱題免状も同様の状態になつたものがある。

「足下於規矩術云々」と記された免状の先きの方が切り棄てられたものもある。

別傳免状に署名も年紀も宛名もないものがあり、其序文中には

先師建部賢弘。荒木村英者。即夫子之高弟也。……

と見え、遠藤利貞舊藏及び東京帝大所藏の「關流宗統之修業免状」中の記載と同じになつて居るが、此れ

は古いものらしい。

又町見術免許を薄い紙に記るした一巻があり、右の「修業免狀」に記るす通りに關孝和以下、建部、荒木、松永等を経て日下誠に至り、さうして其次に

元治二載歲次己丑三月吉辰

と記るし、宛名はなく、文字は略書きしたもので、中には書き直したところもあるが、東京帝大所藏の

「修業免狀」の記載は恰も此草稿様のものゝ年紀と一致して居るのである。此れは怪しいと思へば怪しい。

尙、印可免狀も確かに一通があり、明らかに内田五觀の筆蹟であるが、而も署名も年號も宛名もない
のである。

以上は即ち大正十年の五月及び六月に、私が川北不二雄氏を横濱に尋ねて調査し得た結果である。

二十、故岡本則錄翁が大正九年二月に、川北朝鄰の傳記資料に就て記るし、私に贈られた手記中には川北不二雄氏から川北朝鄰の免狀の前後を寫して送られた事を言ひ、見題等免許の卷尾には關孝和から内田五觀までの連名があり、「文久四載次在甲子春正月良辰」に「川北彌十郎殿」宛としてあり、別傳免許の卷尾には松永良弼から内田五觀までの連名があり、「慶應四年歲次戊辰秋八月穀旦」の年紀で、「川北彌十郎殿」宛となつて居る事を言ひ、それから別に次の如く記るして居る。

是より後、内田五觀翁は明治十五年三月二十九日卒去あり。同年五月十六日未亡人は翁の遺命により氏に印可免狀本文の一軸を交附されぬ。而して此狀の卷尾には受與者の署名なく、又年紀も宛名もすべて記載あらざる旨、頃日不二雄君より報ぜられたり。

岡本則錄の手記に見る所は、全く私自身の調査した結果と同じい。

二十一、岡本則錄は長谷川弘の門人であり、別傳までの免許は之を受けたけれども、印可は長谷川派には傳つて居なかつたらしく、岡本も亦之を同派から授けられて居ないのである。

岡本則錄は内田五觀の門人ではない。而も内田を屢々尋ねて教を受けた事はある。又隨分親しくもしたらしい。内田五觀の晩年に至り、印可狀を川北朝鄰及び岡本則錄の二人へ授けようと言つて居たと云ふ事であるが、老年の事であり、二通を作るのは物憂く、二通出來上つたら授けると言つて居たのである。而も遂に之を實現し得ずして、内田五觀は世を去つた。是に於て川北、岡本の二人は其後、五觀の未亡人からして印可狀二通を與へられた。其一通は五觀の書いたものでなく、一通は五觀の筆蹟であった。川北朝鄰は内田五觀の實の門人であるから、其中の五觀筆蹟の分を取り、岡本則錄は準門人とも言ふべき格ではあるが、實の門人ではないから、五觀の筆蹟である方のを取つたのである。

此事は私が岡本翁を識つた初め頃からして、翁が屢々語られたところである。さうして内田五觀が兩君へ其印可狀を傳へようと言つて居たのは、勿論印可を授與すると云ふ意味に於てゞはなく、言はゞ印

可と云ふものゝ形式を傳へようと云ふ趣意であつたとは、昭和五年十二月の末に岡本翁が親しく重ねて私に語られたのである。

岡本則錄が内田五觀未亡人から得たと云ふ印可狀は、久しき以前に岡本翁から示めされた事もあつたが、翁の歿後に至り、昭和六年三月十五日に翁の妹婿松岡文太郎氏から再び其印可狀を點檢する事を許されたのである。今之を見るに、普通の紙を免狀の幅に切つて継ぎ合せたものに寫し、一軸になつて居るが、其卷尾には

關新助藤原孝和

荒木彦四郎藤原村英

松永安右衛門源良弼

山路彌左衛門平主任

の連名があり、山路の名にて終り、年紀も宛名もないのである。

此印可狀の卷物の終末の所に

天保四年癸巳四月十二日

と小書してあり、此日に寫したか何うかしたと云ふ日附を見える。

松岡氏は此一巻が果して内田五觀の遺物として傳へられたものであるや否やは、よく知らぬと云ふ事

であるが、他に印可免狀はないので、多分此れであらうと言つて示めされたのである。

此印可狀の寫しは、帝國學士院に現存する。昭和五年十二月に岡本翁は此寫しを見て、明らかに内田五觀未亡人から傳へられたものゝ寫しに違ひない事を語られた。此れは明治の末年に遠藤利貞翁が岡本翁から借りて寫して置かれたものであるが、其來歴の事は記るしてない。仍て私は岡本翁に請ふて、來歴を書いて置かれるやうに希望し、翁も快く承引されたのであるが、繼いで翁は歿し、遂に其儘になつてしまつたのは、甚だ殘念である。

二十二、川北朝鄰が内田五觀から印可免狀を受けたか何うかは、誠に疑ふべく、私は岡本則錄から語られて居た通りが事實なのであらうと思ふ。私は初め岡本の談話を聞いて之を信じて居たのであるが、初めて之を聞いてから幾年かの後に、東京帝大所藏の和算書を檢して、中に川北朝鄰から同大學へ差出した所の「關流宗統之修業免狀」の有るのを見て、頗る之を怪しみ、其事は岡本へも語つた事がある。岡本も之に就ては怪訝に堪へないと言つて居た。

其後、川北朝鄰の歿するに及んで、其遺物の調査に依り、恰も兼て岡本の語つて居た事が事實として示められたとも言ふべく、遂に川北朝鄰が内田五觀から印可免許を許されたであらうと云ふ證據は何一つ出て來ないのである。

勿論、内田五觀は生前に於て川北、岡本の兩君へ印可を與へようと言つて居たのは、岡本の證言に據

つて明らかであるから、たどひ如何なる意味で之を傳へようとしたものであるにもせよ、先師内田五觀の遺命に依つて授與されたのだとするのであれば、其れは尤もらしいと言つても宜からう。而もさうではなくして、内田五觀の病歿した其月、即ち明治十五年三月の年紀を以て内田の印章まで押した、形式の整ふた印可狀の寫しが東京帝大へ差出されて居ると云ふのは、甚だ了解に苦しまざるを得ぬ。

川北朝鄰の明治十五年の日記にも、其年三月に於て幾たびか内田五觀を訪ひ、又五觀の病歿した事を言ひながら、印可免許の事に就ては言及する所はない。

勿論、川北朝鄰が實際に印可免許を受けたものであるか何うかは、單に其れだけの事としては、左まで穿鑿するにも當らぬであらう。山路主住の高弟藤田貞資が受けた印可狀は現に實物が殘つて居るし、又他の高弟安島直圓も同様に之を授與されたのであつたらうが、併し藤田及び安島の後に果して如何なる人物が之を傳承したかの委しい事は、我等の未だ知らざる所である。關流中の荒木松永派に於て印可が最高の免許段階である事は著名でありながら、實際に其印可免許を受けたと云ふ人は左まで知られて居らぬ。印可免許と云ふものは恰も幽靈の如く足のないものになつたのである。其傳承の全部は殆んど之を明らかにすべき手段だになく、大體に於て何時とはなしに立消へになつたとも云ふべき有様であり、中に就きて猶ほ川北朝鄰が自ら之を内田五觀から得たと稱して呼號して居たと云ふに過ぎず、其れだけの事ならば、其儘に打捨てゝ、深く問ふ事はしないでも宜いであらう。

けれども川北朝鄰が二つの「關流宗統之修業免狀」に記る所の別傳及び印可の記載は、他に傳つたものゝ形式とは稍々異なる。さうして遠藤利貞は川北朝鄰から此の「修業免狀」の寫しを得たものらしく、之を史料として、見隠伏の三題免許は關孝和の時から始まり、別傳印可は松永良弼から始まつたと推定したらしく見える。

三題免許は何人の傳へたものも凡て關孝和以下歴代の連名が記るされて居るのであるから、此れは姑く措くとするも、別傳免許は普通に山路主住の姓名を以て其連名を始め、印可狀は三題免許と同じく關孝和以下の連名があるのに反して、例の「修業免狀」に於ては、兩本共に別傳及び印可は松永良弼を筆頭として其以下の連名になつて居るのである。遠藤利貞は此の如き記載形式を有する所の「修業免狀」を史料として其諸免許制定の時代並に作者を推定したればこそ、別傳印可が松永良弼の制定だと云ふ斷案を得たものに外ならぬのである。

遠藤利貞にして若し之に反し例の「修業免狀」を見ずして、私が前に紹介した所の他の別傳及び印可の免狀に接し、又之を典據として、其制定の事を推定したとするならば、別傳印可が共に松永良弼の手で始めて作られ、他の人から始まつたのではないと云ふ如き結論には到達しなかつたであらう。此の「修業免狀」の寫しの外には、遠藤利貞をして其著「大日本數學史」中の別傳印可の制定に關する記載を爲さしむべき何等の史料、何等の典據があつたらう事も、我等は少しも見聞がない。全く此の「修業免狀」が

唯一の史料であつたらうと見て宜い。

私は今日に於ては斯の如く推定する。又之を確信して疑はぬ。けれども遠藤利貞は、如何なる史料に基いて如何なる推定を加へたものであるかと云ふ事を少しも漏らして居らぬ。故に我等と雖も遠藤利貞の其記載は、推定の結果なる事を知らず、恐らく實際の事實を傳へた所の記事に基いたものであるかのやうに解したのであつた。而も廣く典據を調査するに當つて、遂に何等の舊記を發見する事を得ず、又、「修業免狀」に見えたる以外の免狀の記載形式は、前にも言ふ如く此書中のものは異なるのであり、其事情からしては「大日本數學史」に言ふ如き結論は得られぬので、茲に始めて遠藤利貞が此の「修業免狀」の記載を基礎として推定したものである事を悟り得たのである。

是に於て思ふに、一方には川北朝鄰から出たところの「關流宗統之修業免狀」があり、又一方には此書中の記載とは稍々形式の異なつた諸免狀があるのであつて、此の「修業免狀」の記載は正しいものであるか何うかに就て、一通り之を明らかにする事も亦甚だ必要になるのである。之を明らかにしてこそ、始めて遠藤利貞が「大日本數學史」に述べたる見解の正しいや否やも正確に決定し得られる事になるのである。此事情あるが爲めに、川北朝鄰から出たところの二つの「關流宗統之修業免狀」は決して輕々しく看過ごされ得べからざるものとなるのである。

即ち川北朝鄰が内田五觀から印可免狀を受けたと云ふのが、正しいものであるか何うかと云ふだけが

問題なのではなく、此の印可免状と云ふものゝ性質如何に依つて、「大日本數學史」に見えたる推定の價值を決定し、贊否の意を定めなければならぬと云ふ重大な意義を有する事を忘れてはならないのである。

二十三、川北朝鄰は如何にも東京帝大へ差出した「關流宗統之修業免狀」の中には内田五觀の署名押印した印可状の寫しを記るして居る。けれども川北朝鄰の遺物中に他の免状は實物が存在するに拘らず、印可の免状だけは存在せぬと云ふのが、第一に怪しみべき所である。

第二に岡本則錄の證言に據るときは、川北朝鄰は内田五觀の署名した印可状を費つた事はない筈である。今や岡本則錄は昭和六年二月十七日に歿し、再び此人の證言を得る事が出来ないのは甚だ遺憾であるが、岡本翁が此種の事に就て語られたものは多くは信じて宜いのであり、此事も亦信じて宜いと思ふ私は翁の此の談話に就ては嘗て多くの人に告げた事もあるし、又翁の生前に於て共立社發行の「輓近初等數學講座」中に之を述べて置いた事もある。雑誌「高等數學研究」の爲めに執筆したものは、岡本翁病歿の翌月に出たけれども、此れも翁の生前に起草して編輯者の手許へ差出してあつたもので、私は決して翁の歿後に至つて始めて之を言ふのではない。

第三に川北朝鄰の遺物中に、内田五觀の筆蹟で記るした印可状一通あり、名前も年紀もないものであるが、此れは岡本翁が屢々語られて居たものに當り、私は此の無記名の印可状のある事に依つて、岡本翁の

談話の益信すべき事を思ふ。

第四に岡本則錄が内田五觀の歿後に未亡人から、川北の此印可狀と共に、受けたと云ふ別の印可狀は今も岡本氏遺族の許に保存されて居るが、此印可狀は關孝和以下山路主住までの連名のあるもので、全く他に傳はれる印可狀と同じであり、川北朝鄰の「關流宗統之修業免狀」に記る所とは異なるのである。

故に内田五觀は此の印可狀寫し又は控を存して居たからには、印可狀なるものが關孝和以下の連名であることを、若くは此の如き連名のものがあると云ふ事を知つて居た筈であらう。然るに例の「修業免狀」にのみは關孝和以下の連名にならないで、松永良弼を筆頭として居ると云ふのが、又一つの疑ひとなる。

第五には川北朝鄰が内田五觀から受けたところの別傳免狀が松永良弼以下の連名になつて居る事を考へて見なければならぬ。さうして内田五觀未亡人から與へられた印可狀は本文のみありて署名のないものであつた事も亦之を一考するの要がある。此印可狀に連名はないけれども、他の諸免狀が凡て歴代の連名であるからには、印可狀も亦連名があるものとは、何人も直ちに考へ及ぶであらう。故に此の無名の印可狀へ連名を添加するならば、前の三題免許と同じに關孝和以下の連名とするよりも、別傳免許と同様に松永良弼を筆頭として連名を記入したいと云ふのが、普通の人情であらう。こうする事の方が一層の可能性を有するのである。故に印可狀に松永良弼以下の連名を記るされたものは、數代以前からの傳承に依つて斯く記るされて居たのではなく、無名の印可狀が傳へられ、印可狀の連名は普通に如何に

なつて居るかを知らずして、後に之に添加した爲めの結果であらうと思はれる。斯く解するのが最も自然であり、其外には此の著しい事實を説明すべきやうもないものである。

故に私は二つの「關流宗統之修業免狀」に於ける印可狀の松永良弼を筆頭としての連名の記載は、前からの傳承があつたのではなく、想像に依れる作爲の結果であらうと見る。印可狀の實際を知らない場合に於ては、誠に無理からぬ想像である。

遠藤利貞が既に「關流宗統之修業免狀」を得て、別傳も印可も松永良弼を筆頭としての連名の記載めることを知り、茲に別傳及び印可は松永良弼が制定したものと推定したのも、亦甚だ同情すべきである。

二十四、遠藤利貞が「大日本數學史」に於て別傳及び印可は松永良弼の創定したものだと言つて居るのは、川北朝鄰から傳へられたらしい所の「關流宗統之修業免狀」に基いて推定したものであらうとは、前に之を論ずる所であつた。

遠藤利貞は後の「増修日本數學史」に於ても、矢張り同じ見解を探る。

然るに彼れ遠藤は晩年には、此の「修業免狀」の所載以外に、他の印可狀の記載形式を見て居たのは、事實である。前にも言ふ所の内田五觀の未亡人から岡本則錄へ傳へたところの印可狀寫しは、遠藤が之を岡本から借りて、帝國學士院に其謄寫を作つて置いたものが、今も現存する。其寫しの終りに

明治四十二年九月、岡本則錄藏書より寫記、

と書いてあり、少くも此一通は之を見て居たのである。此印可状には關孝和から山路主住までの連名になつて居り、「修業免狀」中のものとは異なる。遠藤利貞は明らかに之を見て居りながら、而も其遺稿として病歿後に遺されたところの「増修日本數學史」中には之を参考の料とする事なく、全く其前著「大日本數學史」の記事を其儘に存置し、變更を加へる事をもしないのであつた。

此れは或は稍怪しいと思はれるかも知れない。此事情あるが故に、別傳印可の制定に關する記事は、此種の免狀の記載を史料としたのではなく、他に典據とすべき別の史料があつたのではないかも、考へられないでもあるまい。併しながら私は斯くまで考へる必要はないと思ふ。他の事項に就て見ても、遠藤利貞は新史料を擧げてゐるにも拘らず、前著中の所説を變更しなかつた如き例もあつて、一旦結論を得たものは、容易に前説を改竄しなかつたのが此人の氣風であつたとも言ひ得られる。

故に内田五觀から岡本則錄へ傳へられた所の印可状を見ても、印可の制定に關して前説を翻へさなかつた事があるとしても、必ずしも不思議はないのである。

二十五、川北朝鄰は「關流宗統之修業免狀」の中に於て、明治十五年三月に内田五觀から印可免狀を受けた事を記して居る。さうして其後、印可状を林鶴一及び長澤龜之助の兩君へ授與した。其事は川北朝鄰の自傳中に記載を見る。即ち大正五年丙辰の條に於て

とあり、大正六年丁巳の條には

一月十三日長澤龜之助氏ニ關流正統印可ヲ授與ス。

と見えて居る。

今思ふに大正五年の事であるが、菊地大麓博士は此事に就き私に語られた事がある。「林は關流の免狀を貰つたさうであるが、あれはいけない。和算を和算として修むるものであれば、和算の免狀を貰つても宜いけれども、和算の歴史をするものが和算の免狀を貰うと云ふ理由はない。不都合だ。」と言はれるのであった。全く私が不都合な免狀を授與されたのでもあるかの如く、言葉も荒々しく、激しい見幕であつた。想像ではあるけれども、菊地博士の意中では、林が免狀を貰ふ程であれば、私も亦貰うであらう、或は既に貰つたであらう、併しさう云ふ不都合な事をしてはならぬぞと云ふ積りであつたと見える。

菊池博士からこう云ふ激しい言葉使ひを聞いたのは、後にも先まにも嘗て経験した事がない。併し川北朝鄰の印可狀の事は此時既に岡本則錄翁から幾たびともなく聞いて居つたので、私は直ちに其事情を博士に語り、正しいものでない事を告げたのである。「それでは林は空の免狀を貰つたのだ」と言つて、博士は呵々大笑された。

此時菊池博士の語られた見解は、私も亦甚だ同感であり、岡本翁も常に同じ意見を懷抱されて居たのである。初め私は明治三十八九年の頃上州の老和算家萩原禎助翁から印可はないが、別傳は貰つて居る

から、之を授與しても宜いと言はれ、先生からなら貰つても宜いと答へた事もあつたが、強いて頼みもせず、其儘になつて、翁は明治四十二年に世を去つた。其後川北朝鄰翁は屢々免狀授與の事を語り、私から依頼する事を希望されたやうであつたが、私は之を望まざるを以て、相手にもならなかつた。さう云ふ事も總て菊池博士と語り合ひ、岡本翁が和算史の研究者へは自ら有する所の別傳を授與しない積りだと言はれて居る事に就き、博士も甚だ床しく感せられたのであつた。

此の同じ大正五年十月には山形で會田安明の百年祭が行はれ、私は偶然にも同地方へ出張中であつたので、特に同地からの照會で參列する事になつたが、林君も亦講演の爲めに來會されたのであつた。此時林君は川北朝鄰の印可狀の事に就き、あれは何う云ふものかと、何氣なく私へ尋ねられたが、私は岡本翁から聞いて居る通りを語り、正しいものでないことを告げたのであつた。

然るに其後聞く所によれば、林君は仙臺へ遊ぶ多くの人々に其印可狀を示めされると云ふ事で、此等の人々から其事を語られた事も稀ではない。さう云ふ場合には私は何時も有りの儘を語り、正しい免狀でない事をも告げ、其人々が無心に誤りを傳へられる事を訂正したのであつた。東北帝國大學文學部の教授某君の如きも其一人であつたが、此人の如きは、それでは林のする事は皆つまらぬのかと尋ねられた事もあつた。何と云ふ苦々しい事であらう。

「輓近數學講座」中に山崎榮作氏の記るされた科外講義には、林鶴一博士が現在印可狀免許を得た唯一

の人である事を記して居る。群馬縣吾妻郡の教育會の雑誌とかには、林君は關流の宗統として記されて居るとか云ふ。此種の例は尙他にもあるであらう。

けれども川北朝鄰が内田五觀から正統に印可免許を授與されたものでないからには、此人の授與した印可狀が正統のものでないことも、亦言ふまでもない。

長澤龜之助は生前に印可狀を受けた事を語つた事はない。其歿後に至り、「中等教育數學會雑誌」に極めて簡単に其傳記が記るされ、中に印可の事も書いてあつたが、私は有りのまゝの事情を遺族に語り遺族も亦之を諒とされて、其後に記るされた傳記並に碑文中にも此事は全く省くされて居るのも、其爲めであらうと見える。

此印可狀の事に就ては、歴史の研究上に甚だ心して置かねばならぬ教訓を含むと思ふ。たゞ二つの「關流宗統之修業免狀」の記載があり、又其後、實際に之を授與されたのが事實であり、其授與された人が頻りに宣傳してゐるのも亦事實であり、之に關する若干の記事が世上に存在すると云ふやうな事であつても、凡て此等の典據に依つて、其印可狀が正統のものであると云ふ證據には少しもならないのであるから、こう云ふ著しい事實は遠き過去に於ける史實を探るに際しても、如何に多くの情偽が存在し、之が爲めに正しい判断の妨げられる事が頗る多いであらう事を思はねばなるまいと思ふ。

別傳印可の制定に關しては、「大日本數學史」の判断は純なる心を以て企てられたのは明らかであるが、

而も正統ならざる印可状の傳へによつて其判断を誤られ、此の誤られた判断が三十餘年間も疑ひを受くる事なく遵奉されたと云ふのも、思へば甚だ恐ろしい。

關流最秘の書とされた「乾坤之卷」の著作、若くは其算法の創意に關して從來長く信ぜられて來た見解の如きも、亦蓋し此類の事に屬するのである。さうして其事は此の諸免状制定の事と關聯して闡明るべき事のある事情も存在して居るのである。

二十六、内田五觀が川北朝鄰へ與へた別傳免狀は、明らかに内田から出たものであり、又明らかに之を授與したものであつた。而も此別傳免狀の記載は他の別傳免狀とは多少其記載様式を異にする。即ち序文中に建部賢弘の姓名が入れられて居るのが其一つであり、山路主住を筆頭とせずして、松永良弼を筆頭としたのが其一つである。此二つの事項は他の諸免狀とは同じくない。此事情は之を點検して直ちに注意し得られる。

然らば内田五觀が他の人に與へた所の別傳免狀は何う云ふ形式のものであつたらうか。是れも亦知つて置かなければならぬ。内田五觀から雲州松江の藤岡有貞へ與へたものが、其孫藤岡宏一氏の手許に現存するので、私は同氏の好意に依りて之を一覽する事を得たが、川北朝鄰が内田から授與されたものと同一の形式になつて居るのである。

藤岡有貞が授與された免狀は二軸あり、其一は見隱伏三題免許を一軸に書き認めたもので、其文章並

に目録等の事は別に言ふべきものはない。尤も内田五觀から授與した同じ見題免狀でも、藤岡有貞宛のものは「此謂之太極」と記るし、伊藤雋吉宛のものは「此之謂太極」と記るされて居る如き異同はあるけれども、此種の異同は有り勝の事で、固より言ふに足らぬのである。

此の三題免許も他の諸免狀と同じく、關孝和以下日下誠までを経て「内田彌太郎源恭」の署名を以て、「天保十年己亥太簇良辰」の年紀で、「藤岡雄市殿」と宛てられて居る。

別傳免許は一つの「關流宗統之修業免狀」に記るされたものと同じく、其序文中に建部賢弘の名をも言つて居るものであり、ようして署名の所も同様に松永良弼から始めて、

松永安右衛門源良弼

山路彌左衛門平主住

安島萬藏藤原直圓

日下貞八郎平誠

内田彌太郎

源恭

弘化三年丙午春正月

藤岡雄市殿

となつて居る。

此の別傳免狀の授與された弘化三年(一八四六)は川北朝鄰が同じ内田五觀から別傳免許を得た慶應四年(一八六八)よりも二十餘年前の事であつた。

故に内田五觀が別傳免許の文に於て

若ニ吾關夫子。雖ニ明得ニ此術。然深秘レ之不出。故雖ニ其門人。猶未レ得ニ其傳。先師建部賢弘、荒木村英者。即夫子之高弟也。因得ニ各預ニ其傳。

と書いたのは、慶應四年(一八六八)に川北朝鄰へ別傳を授與した時に始まるのではなく、其以前からの事であつた事も、固より瞭乎たる事實である。

之れと同時に内田五觀から出たところでない外の別傳免狀に於て、山路主住を筆頭としてゐるとは異なつて、松永良弼を筆頭にしたのも、此の藤岡有貞へ授與した別傳免狀に於て既に見る所である。

此等の事に關しては川北朝鄰の作爲が加はつて居らぬ事に寸分の疑ひもない。(未完)

三 上 義 夫